

高知県水産業デジタル化等推進事業審査委員会設置運営要領

第1 目的

高知県水産業デジタル化等推進事業を実施するに当たり、補助事業者を公正に選考するため「高知県水産業デジタル化等推進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

第2 審査委員会の構成

審査委員会の委員は別紙に掲げる者とする。

第3 審査委員会の役割

審査委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 高知県水産業デジタル化等推進事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定に基づき補助金の交付を申請する者から提出された補助事業計画書の内容の審査
- (2) 補助事業者の選定
- (3) その他、審査に関して必要と認めるもの

第4 審査委員会の開催

- (1) 審査委員会は審査委員長が招集する。
- (2) 審査委員会の議長は審査委員長があたる。
- (3) 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指定する審査委員がその職務を代行する。
- (4) 審査委員会は審査委員長を除く審査委員のうち3分の2以上の審査委員及び審査委員長が出席しなければ開くことができない。
- (5) 審査委員会での審査は、別に定める高知県水産業デジタル化等推進事業審査委員会審査要領に基づき行う。

第5 事務局

- (1) 審査委員会の事務局は、水産業振興課構造改善担当チーフ及び職員が担当する。
- (2) 事務局は提出された補助事業計画書の内容を考慮し、当該事業を担当する漁業指導所（以下「担当漁指」という。）を定める。
- (3) 担当漁指は、水産業振興課資源・生産担当チーフ又は内水面振興担当チーフ（以下「担当チーフ」という。）と連携し、補助申請者と協議しながら事業内容の把握に努めるとともに、必要に応じて、補助事業計画書の内容が補助目的や補助の要件に合致するよう適切な指導を行う。
- (4) 審査委員会においては、担当漁指又は担当チーフが、補助事業計画書に関する説明を

行い、審査委員からの質問に答えるものとする。

第6 守秘義務

審査委員会の審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7 審査結果等の開示

審査委員の氏名及び審査結果は開示する。

第8 その他

この要領で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。

附則

この要領は令和7年5月15日から施行する。